

(要領・別紙1)

データ更新及びシステム保守指針

I. 年度更新業務概要

上下水道管路管理システムについては、前年度または当年度内に発注された工事竣工図書や、各種申請された書類などを基礎資料とし、各々関連するデータを更新するものである。また、他課所有のシステム等から提供される共用空間データの更新も必要に応じ行うこととする。

1. 更新時期

次のように上水道と下水道のデータ更新時期が異なるので留意すること。

(1) 上水道管路管理システムの更新時期

前年度分を8月までにとりまとめて提供し、12月末までに更新するものとする。

(2) 下水道管路管理システムの更新時期

当年度分の4月～12月分をとりまとめて提供し、1月・2月については各月末に、3月分はとりまとめ都度提供し、3月末までに更新するものとする。

2. 更新数量

《 年度更新見積基準数量 》

(1) 上水道関連データ			(2) 下水道関連データ		
種別	数量	備考	種別	数量	備考
配水管路延長	4.0km程度		下水管路延長	0.2km程度	
新設給水装置情報	100件程度	600枚程度	マンホール	5個程度	
撤去給水装置情報	200件程度		汚水柵	15個程度	
緊急漏水・工事情報	50件程度	150枚程度	排水設備台帳情報	100件程度	200枚程度
			受益者負担金賦課区域	5筆程度	
			管渠清掃等情報	24km程度	
(3) 共用空間データ (他課所有データの更新登録)					
① 稚内市地番図データ	更新時期：毎年				
② 稚内市地形図データ	更新時期：変更ならびに必要な場合 (家屋図形・道路図形等)				
③ 航空写真画像データ等	更新時期：変更になった場合				
④ その他の共用データ	別途協議により必要な場合				

II. 保守指針

1. 保守対象物件概要

- (1) 上下水道管路管理システムに係る一連のハードウェアおよびソフトウェア
- (2) 上下水道管路管理システムに組み込まれ管理されているデータ等

2. 定期点検

- (1) 定期点検は年1回の訪問点検とすること。
- (2) 問い合わせがあった際に該当となる箇所の確認を行うこと。
- (3) 点検を行った際に不備が発見された場合、該当箇所の修繕を行うこと。
- (4) 点検及び修繕の結果を書面で報告すること。

3. 障害対応

- (1) 障害発生を受付窓口を一本化すること。
- (2) 障害発生を受付は原則として午前9時から午後5時30分までの間で行うこと。
- (3) 現地対応が必要な障害の場合、原則として翌営業日までに技術者を派遣すること。
- (4) 障害に対して修繕等必要な対策を取ること。

4. 運用サポート

- (1) システムの利活用に関する相談や質問を受け付け、助言やアドバイスを行う。